

2019. 7. 31 (火)

令和元年 7月 31 日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官  
平成30年(ワ)第39858号 株主総会決議不存在確認請求事件  
口頭弁論終結日 令和元年 6月 12 日

判 決

5 東京都渋谷区神宮前2丁目14番19号 神宮前214ビル401

原 告 大 塚 万 吉  
同訴訟代理人弁護士 堀 敏 明

東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階

被 告 宗 和 建 物 株 式 会 社  
同代表者代表取締役 紫 垣 昭 人

主 文

- 1 被告の平成30年2月26日付けの臨時株主総会における、代表取締役たる取締役である原告を解任する旨の決議、代表取締役たる取締役として藤林久士を選任する旨の決議及び被告の本店を東京都港区新橋二丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議がいずれも不存在であることを確認する。
- 2 被告の平成30年10月31日付けの臨時株主総会における、代表取締役たる取締役とされていた藤林久士の辞任に伴い代表取締役たる取締役として紫垣昭人を選任する旨の決議が不存在であることを確認する。
- 20 3 訴訟費用は被告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

主文1項、2項と同旨

第2 事案の概要

25 本件は、被告の全株式（500株。以下「本件株式」という。）を有する株主であると主張する原告が、藤林久士（以下「藤林」という。）が本件株式の株主であ

るとしてされた被告の平成30年2月26日付けの臨時株主総会（以下「本件株主総会1」という。）における主文1項記載の各決議及び被告の同年10月31日付けの臨時株主総会（以下「本件株主総会2」という。）における主文2項記載の決議がいずれも不存在であるとの確認を求めている事案である。

5 1 前提事実（後掲各証拠により容易に認められる事実である。）

(1) 被告は、不動産の売買、賃貸、仲介、管理業等を目的とする株式会社であり、その発行済株式の総数は、500株である（甲3）。

(2) 平成30年2月26日付で、本件株式の株主として藤林が出席して、本件株主総会1が開催され、代表取締役たる取締役である原告を解任する旨の決議、代表取締役たる取締役として藤林を選任する旨の決議及び被告の本店を東京都港区新橋二丁目16番1号から東京都港区虎ノ門二丁目2番5号共同通信会館2階に移転する旨の決議（以下、合わせて「本件各決議」という。）が行われたとして、臨時株主総会議事録が作成され、その旨の登記がされた（甲3、4の1ないし5、甲5）。

(3) 平成30年10月31日付で、本件株式の株主として藤林が出席して、本件株主総会2が開催され、代表取締役たる取締役とされていた藤林の辞任に伴い代表取締役たる取締役として紫垣昭人（以下「紫垣」という。）を選任する旨の決議（以下「本件決議」という。）が行われたとして、臨時株主総会議事録が作成され、その旨の登記がされた（甲3、5、6の1ないし6）。

10 20 2 争点

本件の争点は、本件株式の株主が原告であるか否かである。

（原告の主張）

原告は、平成30年2月15日、堀川嘉次（以下「堀川」という。）が有していた被告の全株式（本件株式）の譲渡を受け、本件株式の株主となつた。

したがって、本件株式の株主は原告であり、藤林が被告の株主でないにもかかわらず株主であると称して被告の臨時株主総会の開催を装つて行った本件

各決議及び本件決議は、いずれも不存在である。

(被告の主張)

堀川から紫垣に対して被告を担保とする資金の借用依頼があり、紫垣の知人である資金提供者は、資金提供の条件として被告の株券を担保とすることを提案した。しかし、堀川が被告は株券を発行していないと述べたため、資金提供者は、それに代わる資金提供の条件として、被告の代表権を紫垣に譲渡することを提案し、紫垣において被告の全ての書類を堀川から預かり、堀川に対する資金提供をした。

第3 当裁判所の判断

証拠（甲1、2の1ないし10、甲7）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、平成30年2月15日付けで、当時被告の発行済み全株式である500株（本件株式）を有していた堀川から、本件株式を譲り受け、本件株式に係る株券の交付を受けた事実が認められる。

これに対し、被告は、被告の株券を担保とする条件に代えて、被告の代表権を紫垣に譲渡することを条件に堀川が資金の融通を受けた旨主張するにとどまり、これを原告が本件株式の株主たる地位を喪失した旨の主張とみたとしても主張自体失当というほかなく、原告が本件株式の株主たる地位を喪失したことを窺わせる証拠もない。

したがって、本件株主総会1及び本件株主総会2が開催されたとされる当時、本件株式の株主は原告であったというべきである。

そうすると、本件株主総会1における本件各決議及び本件株主総会2における本件決議は、いずれも被告の株主ではない藤林が株主として議決権行使したものであり、被告の唯一の株主である原告が関与せずに行われたものであるから、法的に決議が存在したとは評価できず、いずれも不存在であるというべきである。

第4 結論

よって、原告の本訴請求は、いずれも理由があるからこれらを認容することと

し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第8部

5

裁判官

坂田 大吉



これは正本である。

令和元年7月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 濱戸悠未

